

大妻女子大学

動物実験マニュアル

大妻女子大学動物実験委員会

平成 22 年 2 月 16 日策定

平成 25 年 2 月 14 日名称変更

平成 30 年 4 月 1 日改訂

1. はじめに

動物実験を行う者は、関係法令や大妻女子大学動物実験等管理規程等を遵守し、社会から批判を受けないように注意し、社会的に認められる実験を、最少限の動物を用いて、適切に行うように常に心がけること。

具体的には、動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、関連法令ならびに機関内規程等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬の使用
 - ②適切な安楽死法の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等を実施する場合は、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

2. 動物実験の申請・報告

動物実験責任者は、動物実験を計画した後、所定の様式により、使用動物数、成果等について動物実験委員会に報告しなければならない。

- ① 動物実験計画書を動物実験委員会委員長に提出する。
- ② 動物実験実施の承認を得る。
- ③ 動物実験実施者に教育訓練を行う。
- ④ 実験終了後、動物実験結果報告書を提出する。

3. 動物の搬入

動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

4. 飼育管理

- ① 飼育管理は、動物実験実施者が行う。
- ② 動物に触れる前には、専用の白衣、手袋、マスク等を着用し、必ず備え付けの消毒液で手指の消毒を行う。
- ③ 使用済みのケージにマウスが残っていないか確認する。
- ④ マウスは小ケージ当たり5匹までとする。
ラットは大ケージ当たり3匹までとする。
- ⑤ 離乳は生後3～4週で行う。但し、生育の遅い系統は様子を見て行う。
- ⑥ ケージ類、給餌器、給水ビン等は汚染状況、消費状況を観察し、原則として約1～2週間毎に交換する。
- ⑦ 飼料は不断給餌とし、飲水は週に2回水を交換する
- ⑧ 動物飼育室を汚した場合は、掃くか拭く等した後、噴霧消毒し、動物飼育室を清潔に保つ。
- ⑨ 動物は指定された動物飼育室から無断で他の動物飼育室へ移動してはならない。
- ⑩ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

5. 動物実験の実施

動物実験を行う際は、麻酔等により動物の苦痛を出来るだけ軽減するように努める。

【麻酔法の例】(向精神薬の使用、管理は関連法規に従うこと)

マウス：ペントバルビタールナトリウム 30-40mg/kg 腹腔内投与

ラット：ペントバルビタールナトリウム 30-50mg/kg 腹腔内投与

【安楽死法の例】

イソフルラン-二酸化炭素で安楽死

(参考図書) アメリカ獣医学会(2007年,2013年,e-book)

6. 動物の搬出

- ① 動物を動物実験室外に持ち出す際には、動物が逸走しないように、また人目につかないようにするためケージを容器(例えば段ボール箱等)に入れて運ぶ。
- ② 動物を動物実験室外に持ち出す際には、逸走しないように特に気を付ける。逸走したときには、必ず捕獲し、逸走したマウスと同一の個体であることを確認する。
- ③ 動物を譲渡する際には、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供すること。

7. 動物実験終了後の処置および動物死体の廃棄

- ① 実験に使用し、回復の見込みのない動物は、速やかに安楽死により処分する。
- ② 安楽死の操作は、人目に付かないように行う。

③ 安楽死させた動物は、専用の冷凍庫に保管し、専門の業者に廃棄を依頼する。

8. 動物の逸走防止措置

- ① 動物を逸走させないようにするために、ケージの交換や実験を行うときには特段の注意を払う。
- ② 動物飼育室や動物実験室の出入口には、原則として常にネズミ返しを取り付けてある。ただし、台車の出し入れなど止むを得ないときは、マウス等がケージから逸走していないことを十分確認のうえ取り外し、その後できるだけ早く取り付ける。

9. 動物の逸走時の対応

万一、動物が動物飼育室外や動物実験室外へ逸走し、捕獲することができなかった時は、直ちに動物実験責任者及び動物実験委員会委員長に連絡する。

10. 記録の保存及び報告

動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、処置法等に関する記録を動物実験委員会に報告する。